注意事項

申告に持っていくものや、申告当日の注意点など予約時に確認いただく内容です。 インターネット予約の場合、予約画面に以下の内容が載っています。内容確認後、 各項目ごとに「□了承します」にチェックをお願いします。電話予約の場合、あ らかじめ以下の内容をご確認の上、お電話ください。コールセンターのスタッフ が確認し、ご本人の代わりに「□了承します」にチェックをさせていただきます。 事前の確認が難しい場合は、口頭で説明します。



□医療費控除またはセルフメディケーション税制の 控除を受ける人は、以下の準備が必要です。

①医療費控除を受ける人は「医療費控除明細書」を事 前に作成してください。医療費通知を使用する場合、 実際に支払った額の合計を明細書に記載してくださ い。支払った年が混ざらないようご注意ください。 ②セルフメディケーション税制の控除を受ける人は「セ ルフメディケーション税制の明細書」と一定の取り組み を行ったことを明らかにする書類が必要です。

※どちらの控除を受ける場合も領収書の添付は不要 です。ただし、自宅で5年間保存してください ※明細書用紙は香椎税務署・市税務課・津屋崎行 政センター・国税庁ホームページで取得できます

□営業・農業・不動産の所得がある人は収支内訳 書の作成が必要です。事前に作成し、帳簿や領収書、 交付金に関する通知など収支が分かるものを持って きてください。

なお、収支内訳書の作成が済んでいない人は申告 できません。

■譲渡所得・分離配当所得・先物取引・贈与税・ 雑損控除の申告は、市の会場では受け付けできませ ん。香椎税務署で申告してください。

□自主作成コーナー利用の際、市職員受付に該当す る項目(所得:配当・一時・給与・年金、控除:医療費・ 寄附金) 以外の入力方法などの問い合わせについて、 当日に会場での対応はできません。不明な点は香椎税 務署へお問い合わせいただくようになりますので、あら かじめご了承ください。

当日は、自分が予約した受付時間の5分前には申告 受付会場にお越しください。その時間帯の申告受付を 開始してから10分過ぎると、予約は取り消しとなりま すのでご注意ください。

順番が呼ばれる前に電話などで席を外す場合、受 付にお声掛けいただければ申告受付会場を出ていた だいても問題ありませんが、順番をお呼びした際、申 告受付会場内にいない場合、予約を取り消します。な お、予約時間より早くお越しいただいた場合も、申告 受付会場への案内時間までお待ちいただきます。

申告受付会場内の待合席には限りがあるため、到 着が早過ぎる人は一度ご帰宅いただく場合があります。 ご協力をお願いします。

- │ 申告に必要な書類をご持参ください。
- ・本人確認書類(運転免許証など)
- ・申告者本人および被扶養者のマイナンバーが分かる
- ・収入が分かるもの(源泉徴収票、収支内訳書、決算書、 支払調書など)
- ・控除の証明書類(支払った社会保険料や国民年金 保険料の領収書、生命保険・地震保険の控除証明書、 医療費控除の明細書、寄附金の領収書など)
- ・心身に障がいのある人は障害者手帳など
- ・本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの ※環付の場合は必須
- ・電子申告 (e-Tax) に関する利用者識別番号 (16 桁 の数字)が分かるもの ※持っている人のみ
- ・スマートフォンおよびマイナンバーカード ※自主作 成コーナーを予約した人、スマートフォンで申告する人
- ・印鑑(スタンプ印、ゴム印は不可)

令和6年分の確定申告は、ご自宅から e-Tax で送信!

令和5年分の確定申告をした人のうち、約70%の人が、スマートフォンや パソコンを使ってe-Taxで申告しています。令和6年分の確定申告は、 ぜひ自宅から e-Tax をご利用ください。確定申告書の作成は、国税庁 ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

スマートフォンを使って 作成する人はこちらから▶ 📑



作成コーナー

検索ト

確定申告書等作成コーナーの操作方法



○福岡国税局オリジナルの 操作マニュアルはこちら

福岡国税局 操作マニュアル 検索ト



〇操作方法などを 動画で確認したい場合はこちら 動画で見る確定申告検索ト

問い合わせ e-Tax・作成コーナーヘルプデスク☎0570・01・5901 (全国一律市内通話料金)

令和6年分 慰@ 即晉

問い合わせ 市税務課☎0940・43・8117

確定申告受付期限

- ●津屋崎行政センター 2月28日(金) ●市中央公民館 3月14日(金)
- ●香椎税務署 3月17日(月)

イオンモール福津スマホ申告会場

(2階イオンホール)

日時 2月4日(火)~2月6日(木) 午前10時~午後3時

受付可能な所得内容 給与・年金・配当・一時・譲渡(住 宅借入金等特別控除の適用に伴うものに限る)

予約方法 当日会場で整理券を配布 ※自分のスマートフォンが必要です ※イオンモール福津に確定申告の問い合わせは絶 対にしないでください

香椎税務署申告会場

日時 2月17日(月)~3月17日(月) 午前9時~午後4時

※土曜・日曜日、祝日を除く。 ただし、3月2日(日)は開設

▲税務署の予約 はこちらから

受付可能な所得内容 全ての申告内容を受け付けできます 予約方法 当日、会場で整理券を配布または事前に LINE ※原則、自分のスマートフォンを使い、自分で申告書を作成

問い合わせ 香椎税務署☎092・661・1031

市申告会場(市中央公民館、津屋崎行政センター)

スマートフォンやパソコンによる電子申告を推奨するため、対面による受け付けは令和7年1月1日時点で65歳 以上(昭和35年(1960年)1月2日以前に生まれた人)もしくは公的年金所得(老齢年金)がある人の申告のみ で、それ以外の人の申告を一緒にしたり、代理で受け付けたりすることはできません。スマートフォンやパソコンに よる申告書作成・電子申告や市申告会場の自主作成コーナーの利用(要予約)をお願いします。

(市中央公民館 日にち)

2月18日(火)~3月14日(金) ※土曜·日曜日、祝日、休館 日(月曜日。月曜日が祝日の場合はその翌日)を除く。3月 12日(水)~3月14日(金)は税理士受け付けの確定申告 はできません。また、2月19日(水)、2月20日(木)、2月21 日(金)は税理士受け付けはありませんが、香椎税務署職 員が申告を受け付けます。

(津屋崎行政センター 日にち)

2月17日(月)~2月28日(金) ※土曜・日曜日、祝日を除く

(受付可能な所得内容)

営業、農業、不動産、保険の外交員などの個人事業主、給与、 年金、配当、一時

予約方法

インターネット、または電話

インターネットで**予約** 2月3日(月) 午前9時~3月13日(木) ※24時間 受け付け可能

▲市の予約は こちらから

付ページにアクセスし、希望日時のほか必要事項 を入力してください。予約が完了したらメールで 予約完了のお知らせが届きます。

電話で予約 2月3日(月)~3月13日(木)午前 9時~午後4時 ※土曜・日曜日、祝日を除く

- コールセンター☎0570・005・655
- ※予約開始から数日間、または午前中は電話が集 中してつながりにくいことがあります
- ①電話する前に、市職員受付、税理士受付(営業・農 業・不動産・利子・総合(短期・長期)譲渡・退職 所得がある人)、自主作成コーナーのうち、自 分が該当するものを確認しておく。また、17ペー ジの注意事項を必ず確認しておく。
- ②①で確認した受付予約枠、希望の申告会場や日 時を伝える。 ※希望日時の予約が埋まってい る場合は、空いている会場、日時をご案内します
- ③予約を完了する前に必要書類や注意事項など、 必ず確認する。

市県民税の申告 ~スマートフォン・パソコンから申告書が作成できます~

市県民税申告とは、所得税がかからない人など、確 定申告の必要がない人が行う収入や控除などの申告で、 市に提出するものです。

市公式ホームページまたは、二次元コードから予約受

申告期間 2月17日(月)~3月14日(金)

申告方法

・スマートフォンやパソコンで作成した申告書を印刷 して郵送または持参 市公式ホームページのトップ ページから「くらし・手続き・環境 | → 「税金 | → 「個 人住民税(市・県民税)」のページ内にある「住民 税試算システム」で作成できます。システム上で申告書

を作成・印刷して市税務課宛てに郵送もしくは 市の確定申告会場に持参してください。

郵送先 〒811-3293(住所不要)福津市税務課 宛て

- ・確定申告会場で受け付け 確定申告と同様に申 告の予約をしてください。収入の種類によって 市職員受付か税理士受付に分かれます。市県民 税申告の場合もどちらかを選んでください。
- ・電話で申告 特定の人のみ ※収入が遺族年金、 障害年金のみで誰も扶養していない人

問い合わせ 市税務課☎0940・43・8117

-- 17 広報ふくつ 広報ふくつ 16 -